

## 基本方針策定に向けた主要論点(案)に対する委員・専門委員の主な意見(第1回審議会)

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名
1 ・法の基本理念の具体化	I (法第16条1)行政では対応困難な社会課題の解決を図る民間公益活動の推進	・行政の委託事業は制約が多く、現場のニーズと合致しない。縦割り行政で対応しづらい「横串の課題」に活用すべき。	宮本委員
		・地方公共団体が、「長年解決できていない」だけではなく、「単独で対応できない」、「モデル事業があるが、他地域での展開が容易でない」社会課題と読み解くのが現場に即している。「単独」ではない方法として市民活動団体と行政との「協働」の考え方が応用できるのではないか。	服部委員
		・行政も長年にわたり、社会課題の掘り起こしをやってきており、把握はしているものの、解決できていない課題もあるので、課題を抽出するときには、行政を無視しないほうがいい。	野村委員
		・公的財源の不足を、単に埋める存在として休眠預金を利用しないこと。	駒崎専門委員他
		・国がやるべきことと、休眠預金で上手く活用することの切り分けが大切。	小河専門委員
		・公的財源を投じることは難しいが、社会にとって必要なモデルをつくる挑戦を支えること。挑戦に失敗はつきものであり、一定のリスクは許容すること(インキュベーションの役割)。	駒崎専門委員他
		・国や地方自治体の事業を受託する(上意下達)のではなく、団体自らが地域社会のニーズを汲み取り創造しようとする事業計画に対して助成すべき。	宮本委員
		・現場の課題が社会課題として認識されるには、時間がかかる。社会課題の認識は数年で大きく変わってしまうので、現場から吸い上がって来た課題こそ緊急な課題である。	服部委員
		・既存の制度の受益者ではなく、今まで制度が救えなかった人々が抱える課題にフォーカスすべきであり、前例のない取組や、ニッチであるがゆえに対応が遅れているニーズを支えることができる仕組みを前提とすること。	駒崎専門委員他

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名	
1 法の基本理念の具体化	II	(法第16条2) 自立した担い手の育成、資金を調達できる環境の整備	・自立とは、必ずしも金銭的なことを意味するのではなく、自らの考えに基づき責任ある行動をする「主体的」な自立が望ましい。	服部委員
		・取組みを効果的なものにするために、プロボノの果たす役割は必須。積極的に民間からプロボノを募ること、及び活動と適切にマッチングさせることが重要。	北地委員	
		・資金支援と併せて、「人材育成」こそ重要であり、伴走型支援といった間接的支援のみならず法の理念を現実社会に実装できるような起業家を輩出するための起業家教育といった直接的支援の2種類が必要。	曾根原専門委員	
		・外部団体の過度な支援ではなく、資金分配団体が個別団体にあわせて伴走することが望ましい。	服部委員	
		・インキュベーションに必要な経営支援・伴走支援といったキャパシティビルディングのコストを含んだ制度設計とすること。	駒崎専門委員他	
		・子ども・若者支援事業では、「人・場所・資金」が不足。単年度予算だと、生計を立てるのが難しく、若い人が長続きしない。また若手人材を育てるための研修費等をほとんど計上できない。	宮本委員	
		・健全な経営運営には「総費用」の観点が必要であり、フルコストリカバリーの観点から、行政の事業では一般にカバーされない事業遂行における「管理費」を明確に位置付けるべきであり、無駄を排除しつつ、出すべきところは最低限出すという合意が必要。	工藤専門委員	
		・活動のステージを分けて考え、スタートアップよりも、ミドルステージの場合に、本資金の提供が呼び水となり、他の金融機関や民間助成等が連携する関係構築を促すしくみが望ましい。	服部委員	
		・指定活用団体が研究機能、研修機能をもつこと、資金分配団体におけるシステム整備への資金活用を行うこと、資金支援だけでなく、非資金的支援への資金活用を行うことなど、基本理念の実践にかかわる多様なプレイヤーの力量形成、ノウハウ蓄積等のシステム整備に資金を活用することが、特に初期段階で必要(ソーシャルセクターのインフラ形成、システム形成)。	岸本専門委員	
		・事業は優れているがガバナンスが後回しになっていたり、その逆になったりしないよう、事業とガバナンスが両立できる制度設計が必要。	白井専門委員	
・コストリカバリーやガバナンス等の観点において、健全な社会セクターを育成することが急務である。	白井専門委員			

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名
1 ・法の基本理念の具体化	III	(法第16条3)多様な意見の適切な反映、透明性の確保	
		・休眠預金活用にあたっての専門的な議論を進めるためには、より幅広く専門性を持つ方に参画いただきたい。	萩原委員
		・休眠預金活用の性格上、より多くの方に関心を持っていただくために、審議会の議論の積極的な公開はもとより、パブリックコメントの前に地方公聴会を各地で行うなど、地域の多様な意見を聞き、対話するプロセスが重要。	萩原委員
		・審査プロセスが透明であることはもちろん、実際の事業のプロセス自体にも寄り添い(伴走し)、透明化すべき。	飯盛委員
		・預金者のみならず、国民に対して開かれたシステムを構築すべきであり、公開審査、報告会の開催など仕組み全体を通じた透明性、情報開示の徹底を図るべき。	岸本専門委員
		・仕組み、進捗、成果の公表やそこから出てきた先駆的な取組の成果の共有と拡大・伝播を図るための国民全体に対するレポート、フィードバックを徹底すべき(国民に対して開かれたシステム構築)。	岸本専門委員
		・指定活用団体や資金分配団体、公益活動を行う団体には、最も情報公開が求められる法人格である公益認定法人、認定NPO法人と同様レベルの情報公開が望まれる。	服部委員
		・事業は優れているがガバナンスが後回しになっていたり、その逆になったりしないよう、事業とガバナンスが両立できる制度設計が必要。【再掲】	白井専門委員
		・コストリカバリーやガバナンス等の観点において、健全な社会セクターを育成することが急務である。【再掲】	白井専門委員
		・善意で活動を行っていることを前提に考えたいが、管理体制の問題だけでなく、意図的に助成等金額を減らしてしまうこともできるので、何らかの予防方法をかんがえていきたい。	北地委員
・リスクはあり、失敗は生じるものであり、がんじがらめに縛るのではなく、第三者機関がチェックし、そこから学び、システムを改善していく視点が重要であり、オンブズマンの設置などFail-Safeの装置のビルトインが必要(国民に開かれたシステム構築)。	岸本専門委員		
・民間ならではの柔軟性を活かすとともに、第三者によるチェックや可視化を図るなど透明性を高くすることが必要であり、今後議論していかなければならない。	北地委員		

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名	
1 ・法の基本理念の具体化	IV	(法第16条4)大都市その他特定の地域に集中しないよう配慮	・活用地域が広がりをもつためには、民間公益活動団体を発掘することや、小規模な市民活動団体への伴走が有益。その役割を担う資金分配団体は各都道府県に広く、同一地域内に複数あることが望ましい。	服部委員
	V	(法第16条5)複数年度助成等、革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等、民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮	・「革新的手法」や「民間の団体の創意と工夫」を求めることは、より実験的なプロジェクトへの支援を想定することになり、そうした傾向を強めるほどに、定められた期間で明確な成果を挙げられない事業が増える可能性がある。何を持って「革新的」とするのかについて、本審議会において明確化することが必要。	萩原委員
			・税金ではない休眠預金であるという性格を活かし、これを戦略的に活用するイノベーション支援を行うべき。	宮城専門委員
			・過度な公平性・一律性の重視、縦割りや単年度主義から脱却し、イノベーション創出に向けたチャレンジを支えること。	駒崎専門委員他
			・イノベーションを起こすことと、リスクを取ることは裏表であり、両方について検討していく必要がある。	小宮山会長
			・成果に対してまだ不確実性が高いなど、機会とリスクを伴う手法については、リスクをヘッジする環境を整えたうえで目標を設定し、かつ柔軟に変更できる環境が望ましい。	服部委員
			・資金分配団体等が自発的に案を出し、それに伴うリスクは許容する仕組みを作ることが必要である。	宮城専門委員
			・イノベティブな取組のためには、単純に経済合理性だけではないリスクリターンを考えを、しっかりと整理することが重要。	程委員
			・短期と中期の成果を分けて考えるとともに、プロセスにおいて柔軟にとらえ、目標の変更を可能とするしくみが重要。	服部委員

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名		
1 法の基本理念の具体化	V	(法第16条5)複数年度助成等、革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等、民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮	・本資金の活用にあたって関係する組織体が多く、直接現場で活動する団体だけではなく、その団体と寄り添う資金分配団体の成果を何と考えるかも同様に議論が必要。なお、社会起業家の本質に関する国内外の議論では、経済的成果と社会的成果の双方が必要であることに合意がある一方、全てを定量化することを求めているではない。	服部委員	
		・プロセス管理ではなく、成果志向で資金提供を行うべきであり、何をやったか(プロセス管理)ではなく、どのような成果を生んだか(成果志向)の観点を重視すること。	駒崎専門委員他		
		・成果を把握し、必要な評価を行い、健全なプレイヤーの入れ替えを行うべき。そのための評価コストが必要であることを認識すること。	駒崎専門委員他		
		・成果にコミットした社会課題解決のため、ガバナンスを利かせつつ、資金活用用途として自由度の高いアプローチ可能性を担保する必要がある。(ブラックボックスアプローチ)	工藤専門委員		
		・個々の案件の評価を行いながら、全体としての目的を達成をする仕組みを作り、最終的には民間企業も参画できるようなものとした。	北地委員		
	VI	その他	・幅広い分野で利用できる仕組みにすることが必要であり、制度や審議会の審議を広く国民に周知する広報活動が必要。	飯嶋委員	
		・Fintech等の進展により、これまでのような休眠預金の発生額は望めない可能性があり、中長期的な観点で資金の活用を検討すべき。	飯嶋委員		
		・休眠預金の活用について、事業の推進時に広く告知をしていくことが、多くの方々の関心や理解を深めることにつながる。	飯盛委員		
	決に2すよ、べき優眠預金社会的課題活用	I	活用分野にかかる総論	・優先的な社会課題については、全国一律で規定する事案もある一方で、地域によって課題は異なるので、各地域の課題を吸い上げる仕組みが必要。	飯嶋委員
			・社会づくりのチャンスにしていくために、イノベーションがないところに資金を投下することがないようにしないといけない。	白井専門委員	

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名
2 ・休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題	I	活用分野にかかるとの総論	
		・一般的に、社会課題の解決という結果を短期間のうちに出すことを志向する場合、支援の対象は既に自立した担い手であることが求められる。一方で、長期的にみれば、新たな担い手が自立して活動を行うことの支援を行うことで、より大きな成果を挙げることが可能になるので、そういった活動の担い手に対するシードマネーとして活用することで、より国民の理解が得られるのではないかと。	萩原委員
		・社会的課題が自立的に解決されていくようなエコシステムをどう作り、戦略的投資につなげていくかが大事である。	宮城専門委員
		・バラマキではなく、革新的な課題解決の手法を社会に広げるための資金として使うこと(イノベーション創出に向けた未来への投資)。	駒崎専門委員他
		・休眠預金の活用により優先的に解決すべき社会課題は、縦割り行政のはざまで見落とされている課題、民間のソーシャルセクターが革新的な方法を提案している課題、行政と企業、民間などの多様なセクターが協力することで、取り組み効果が期待できる課題などである。	岸本専門委員
		・具体的領域として、SDGsの考え方を国内取組に落とし込んだ研究を参考にしてはどうか。これに、地方で課題となっている縮小社会、地域社会崩壊のポイントを加えてはどうか。	岸本専門委員
		・資金分配団体・活動団体からの提案を受け止める応答的な関係性を構築することで、優先的に解決すべき社会課題への資金投下を実現する。	岸本専門委員
		・事業へのリスク・リターンを考える必要があるが、必ずしも経済合理性だけを最優先させるのではなく、行政も民間も誰もやっていないような課題について支援できるようしっかりとしたフレームワークの構築が必要。	程委員
		・どこまでの範囲を課題として支援できるようにしていくのか。この仕組みづくりが非常に重要。	萩原委員
・ビジネスとしての可能性ということが非常に重要だが、そうではないものもたくさん社会にあるので、そういった活動に対して、どのように支援できるのかについて議論が必要。	萩原委員		
・成果を出すのが難しい案件や時間がかかる案件にも目を配る必要があり、成果が出やすい分野に案件が流れてしまわないよう気をつけるべき。	工藤専門委員		

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名	
2 ・休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題	I	活用分野にかかる総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい視点で活動に取り組み、十数年かけて社会変革を行っていく団体のシードマネーとして活用することにより、より国民の理解が得られる。</li> <li>・助成・貸付等の目的となる事業の実施が不十分、あるいは目的達成・断念の進捗管理と組織体制のバランスがとれていること。オーバーヘッドコストは必要だし、運用は柔軟になされるべきだが、事業達成目的と則した組織運用が必要である。</li> </ul>	萩原委員
		(法17条1)子ども及び若者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育バウチャーや、保育資格を持つベビーシッターのマッチング事業を行うことが重要だと考えている。</li> <li>・自身の経験から育児と仕事の両立は非常に困難であると感じており、経営者としても女性従業員の支援は急務。</li> <li>・新しい事業／プロジェクトの創設ばかりでなく、受益者負担型の若者支援サービスを望む若者に対して、交通費などの「実費負担の原則」を越えたフルカバー型のバウチャー付与など既存の取組を支援することも重要。</li> <li>・住居、居住問題で、身元引受人及び帰住先を持たない子ども・若者で、特に未成年の児童養護施設退所者、少年院退院者、高校中退/中卒者、在学者などへの支援が必要。</li> <li>・本来なら行政による支援を受けるべき状況にありながら受けられない子どもたちへの直接的な支援やそこで間接的に支援を行っている者に対して、どうやって光を与えるかという視点が重要。</li> <li>・子供の貧困はどこで線引きするかは難しい問題であるが、子どもの普遍的な、ユニバーサルな支援も視野に入れた支援の在り方も必要になってくる。</li> </ul>	経沢専門委員 経沢専門委員 工藤専門委員 工藤専門委員 小河専門委員 小河専門委員
	III	(法17条2)日常生活等を営む上で困難を有する者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を持つ子どもの母親の多くは、仕事をやめたり、家族の問題が複雑になって、世間と隔絶されるという非常に難しい状況に追い込まれている。育児分野において、もっとイノベーションがあってもいいのではないか。</li> </ul>	経沢専門委員
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居、居住問題で、身元引受人及び帰住先を持たない子ども・若者で、特に未成年の児童養護施設退所者、少年院退院者、高校中退/中卒者、在学者などへの支援が必要。【再掲】</li> </ul>	工藤専門委員
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・難民やルーツが外国にある子ども・若者に対し、日本語や日本の文化風習に関する知識やスキルの獲得のみならず、学校や職場での“一般常識”を子ども、若者とその家族も学ぶことができる生活・就労支援の実施。</li> </ul>	工藤専門委員
	IV	(法17条3)地域活性化等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりのためには、新たな取組みが次々と立ち上がることが必要である。特に、アリーステージでの何らかの支援が重要であり、これらの資金がきっかけで、良い取組みが自発的に生まれ、担い手の育成につながる仕組みとしたい。</li> </ul>	飯盛委員
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中小企業における新卒者の確保や若年労働者の定着に関する事業は、行政と民間の谷間のようなところがあり、議論として取り上げるべき。</li> </ul>	飯嶋委員

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名
機能3 指定活用団体のガバナンス/コンプライアンス体制	I	指定活用団体に求められる機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過度に管理的・統制的になるのではなく、資金分配団体や現場の団体が使いやすいよう、資金分配団体・現場団体との応答的な関係を前提とすること。</li> <li>・資金分配団体には助成の専門性が求められる。その資金分配団体を選定する指定活用団体にも、同様に助成の専門性を理解し、育てる力が求められる。専門性の議論とともに、指定活用団体や資金分配団体がそれを確保するためのコストを担保する措置が必要。</li> <li>・指定活用団体が研究機能、研修機能をもつこと。【再掲】</li> </ul>	駒崎専門委員他 萩原委員 岸本専門委員
	II	指定活用団体のガバナンス/コンプライアンス体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰なコンプライアンスの問題点というのが、逆にクローズアップされており、単純に手続だけを強要して、アリバイづくりのような仕事がただ積み上がるというコンプライアンスに対して、反省が生じている。</li> </ul>	野村委員
体4 指定活用団体の指定基準・手続	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定活用団体は、過去の踏襲ではなく、新たな担い手による柔軟な運営を可能とすべきであり、しがらみを脱し、従来にはない柔軟性のある新組織を前提とすること。</li> </ul>	駒崎専門委員他
機能5 資金分配団体のガバナンス/コンプライアンス体制	I	資金分配団体に求められる機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金分配団体には助成の専門性が求められる。その資金分配団体を選定する指定活用団体にも、同様に助成の専門性を理解し、育てる力が求められる。専門性の議論とともに、指定活用団体や資金分配団体がそれを確保するためのコストを担保する措置が必要。【再掲】</li> <li>・「利権団体」にならないようにするため、資金分配団体は、新たに作る一般財団法人、既存の民間助成財団、コミュニティ財団等といった多様な形態を認めることが望ましく、資金配分の方法についても、実績のある助成プログラム・基金とのマッチング型、クラウドファンディング型といった形態が考えられる。</li> </ul>	萩原委員 萩原委員
	II	資金分配団体のガバナンス/コンプライアンス体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰なコンプライアンスの問題点というのが、逆にクローズアップされており、単純に手続だけを強要して、アリバイづくりのような仕事がただ積み上がるというコンプライアンスに対して、反省が生じている。【再掲】</li> </ul>	野村委員



主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名
6 ・評価の在り方と革新 的な手法の開発の促進	I	・何をやったか(プロセス管理)ではなく、どのような成果を生んだか(成果志向)の観点を重視すること。【再掲】	駒崎専門委員他
		・入口だけでなく、進捗状況を常にウォッチし、評価することはリスクを取ったり、イノベーションを生むのと裏表の関係にあり重要。	小宮山会長
その他	I		